

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日
内閣総理大臣決定〕

1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

中山間地域にある当該区域が有する水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、伝統文化の伝承等の多面的かつ公益的な機能は、直接的・間接的に市民や国民の暮らしを支えている。これらの機能を維持するため、また、何よりも当該区域に住み続けたいという住民の想いを実現するため、継続的に生活サービスを提供することができるモデルを構築することにより「誰もが安心して暮らし続けられる地域」を目指す。

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

① 生活サービスの継続性確保

当該区域では、人口減少に伴う市場規模の縮小により、民間路線バスの撤退や商店の廃業などの弊害が生じている。また、行政も市町村合併による広域化や厳しい経済情勢の下、複雑・多様化した地域社会の課題に対し、単独で継続的に解決を図ることが困難になっている。このような状況のなか、誰もが安心して暮らし続けられる地域を実現するため、行政でもない、民間でもない新たな枠組みにより生活サービスの継続性を確保することが課題である。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

地域住民と協働しながら震災復興や地域づくりに取り組むNPO法人を事業主体として、地域住民の全員が会費を負担して経営に参画し、相互扶助の精神に基づき労力や技術等は無償又は安価で提供することにより経費を削減し、既存の概念にとらわれずに事業を行い多様な収益を確保することにより経営の安定化を図りながら生活サービスを継続的に提供する『自立経営型NPO法人による生活サービス提供モデル』の構築を図る。

また、喫緊の課題である生活交通事業に取り組み、その成功体験を糧に、地域特性を活かした旅行商品の企画販売などの事業へ領域拡大を図ることで収入源を確保し、生活交通に限らず買物支援・高齢者の見守り・除雪支援などの生活支援サービスの充実と継続性を高めることにより、持続可能な中山間地域の形成を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案を下に国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。